

自治体説明会における主な質疑について

<目次>

1. 基本指針（事業計画）について

Q 1) 国による施設の意向調査は、いつ頃、どのような形で行うのか。調査様式等は提示されるのか。

Q 2) 基本指針（案）の認定こども園移行のため量の見込みに加える「都道府県計画で定める数」については、認定こども園への移行の申し出があれば随時加えていくものなのか。それとも計画の見直しの際に加えるべきなのか。

2. 確認制度について

Q 3) 施設は確認を受ける前でも園児募集をできるのか。できるのであれば、確定した入園児数で確認を受けることもできるのか。

3. 必要性の認定について

Q 4) 保育標準時間認定を受けられる場合でも、保護者の希望により保育短時間認定とすることは可能か。

Q 5) 保育短時間認定に相当する時間しか就労していない者について、疾病、介護などの就労以外の事由にも該当する場合は、これらの要件を合算して、保育標準時間認定をすることは可能か。

Q 6) 「妊娠、出産」、「災害復旧」、「虐待や DV のおそれがあること」のような事由については、保育標準時間と保育短時間の区分を設けず、利用者負担も一律とする」としているが、保育標準時間の限度まで利用できる（利用する権利がある）という理解でよいか、又、一律の利用者負担については、所得状況を問わず、同額とするのか。

Q 7) 施設の開所時間は、市町村が決めるのか。保育標準時間認定の子どもを受け入れる施設事業は、保護者の利用希望がない場合でも、11時間開所しなければならないのか。また、標準時間、短時間認定それぞれの「標準開所時間」のようなものを示す必要はあるか。

4. 幼稚園（教育標準時間認定）について

Q 8) 2号認定の子どもがいる幼稚園について、認定こども園に移行せず、幼稚園 + 一時預かりで対応することは可能か。

Q 9) 1号認定では4時間の教育・保育時間が想定されているが、現状、6時間ぐらいの利用実態がある。4時間を超えた分は公定価格で考慮されるのか、それとも一時預かりでの対応となるのか。

Q 10) 幼稚園型認定こども園や幼稚園において、当該園の園児以外の預かり保育を行う場合は、余裕活用型又は幼稚園型のいずれになるのか。

5. 幼保連携型認定こども園等について

Q 11) 児童福祉施設においては、時間外の施設利用が認められていない。現状幼稚園で行っているような、時間外に施設を活用した「お稽古」等は、幼保連携型認定こども園に移行した場合は認められないのか。

Q 12) 幼保連携型認定こども園の学級編制について、1号認定・2号認定の子どもで学級を分けることは可能か。また、異年齢の3～5歳を1クラスにすることは可能か。

Q 13) 幼保連携型認定こども園では、満3歳に到達した子どもについて、学級編制を行う必要があるか。また、行う場合、公定価格は現行2歳児又は3歳児のいずれの水準となるのか。

Q 14) 幼保連携型認定こども園がみなしで認可、確認を受ける際は、幼稚園等の廃園認可が必要で、その際の手続の簡略化等も含め検討するということがあったが、検討の状況は如何。

6. 地域型保育事業について

Q 15) 「事業所内保育施設」における地域枠の子どもの受け入れについて、従業員枠に通う子どもは地域型保育給付の対象となるのか。従業員枠も給付対象となった場合でも、事業者の福利厚生事業という性質もあり、従業員枠と地域枠それぞれの利用者負担に差が生じる事については、容認すると考えてよいか。

Q 1 6) 小規模保育事業で 0 - 2 歳児を受け入れ、隣に 3 歳以上児を受け入れる認可外保育施設を併設し遊戯室などを共用にして運営することは可能か。

Q 1) 国による施設の意向調査は、いつ頃、どのような形で行うのか。調査様式等は提示されるのか。

新制度に移行するか、また、認定こども園となるかの意向については、都道府県及び市町村に調査いただく予定としており、その調査方法等については、本年5月頃を目途に、公定価格に係る仮単価の提示と併せてお示しする予定。

Q 2) 基本指針（案）の認定こども園移行のため量の見込みに加える「都道府県計画で定める数」については、認定こども園への移行の申し出があれば随時加えていくものなのか。それとも計画の見直しの際に加えるべきなのか。

「都道府県計画で定める数」については、特に期限を定めているものではない。当初の計画作成段階で、移行の意向が把握されている場合は（施行時にすぐに移行しない場合でも、5か年の計画期間中に移行することが見込まれるとき）それを見込んだ数を設定することが適当と考える。計画がスタートして以降に、新たに移行の意向が把握されるなど、状況に変化があった場合には、都道府県計画を見直していただくことが基本である。

Q 3) 施設は確認を受ける前でも園児募集をできるのか。できるのであれば、確定した入園児数で確認を受けることもできるのか。

新制度において、特定教育・保育施設等が園児を募集するに当たっては、市町村事業計画の中で各認定区分ごとに定員設定を行った上で、市町村による確認を受け、施設型給付の対象となっている必要がある。

なお、法施行前の確認（みなし確認）の手続については、準備行為として施行日前から実施可能であることから、確認を辞退しないことを確認した上で、予定の利用定員として設定していただくなど、それぞれの自治体の中で事業計画に支障のない範囲で柔軟な取り扱いを行うことは可能。

Q 4) 保育標準時間認定を受けられる場合でも、保護者の希望により保育短時間認定とすることは可能か。

保育認定は保護者の申請に基づき行われるものであることから、夫婦共にフルタイム勤務であるなど客観的には保育標準時間認定を受けられる場合であっても、本人の希望により、保育短時間認定を受けるための申請をすることは可能である。

Q 5) 保育短時間認定に相当する時間しか就労していない者について、疾病、介護などの就労以外の事由にも該当する場合は、これらの要件を合算して、保育標準時間認定をすることは可能か。

短時間・標準時間の区分は、「就労」「親族の介護・看護」を事由とした保育認定をする際のものである。

その他、「妊娠・出産」「災害復旧」「虐待・DV」のような事由については標準時間認定を基本とする。複数事由に該当する者であってそれらを総合的に保育標準時間と同じ程度の就労に相当すると認められる者の取扱いについては、別途お示ししたい。

Q 6) 「妊娠、出産」、「災害復旧」、「虐待やDVのおそれがあること」のような事由については、保育標準時間と保育短時間の区分を設けず、利用者負担も一律とする」としているが、保育標準時間の限度まで利用できる（利用する権利がある）という理解でよいか、又、一律の利用者負担については、所得状況を問わず、同額とするのか。

「妊娠、出産」、「災害復旧」、「虐待やDVの恐れがあること」のような事由については、保育標準時間の一区分とし、利用者負担もそれに則し、所得状況に応じ、保育標準時間の利用者負担とする。

Q 7) 施設の開所時間は、市町村が決めるのか。保育標準時間認定の子どもを受け入れる施設事業は、保護者の利用希望がない場合でも、11時間開所しなければならないのか。また、標準時間、短時間認定それぞれの「標準開所時間」のようなものを示す必要はあるか。

施設・事業の開所時間については、施設の長が定めることにしており、保育標準時間認定の利用定員を設定する施設（保育所、認定こども園、小規模保育等）について、利用希望がない場合まで一律に11時間開所する必要はない。その場合、あらかじめ利用調整で配慮するとともに、利用希望が出てきた場合は、利用者のニーズに対応する形で適時の開所やあっせんにより対応いただくものとする。なお、開所時間については、最大11時間の中で施設長が利用者のニーズ等を踏まえて判断することになるため、一律に「標準開所時間」のようなものを示す必要性は薄いと考えられる。

Q 8) 2号認定の子どもがいる幼稚園について、認定こども園に移行せず、幼稚園+一時預かりで対応することは可能か。

教育標準時間認定・保育認定は保護者の申請に基づき行われるものであることから、夫

婦共にフルタイム勤務であるなど客観的には保育認定を受けられる場合であっても幼稚園の利用を希望する場合は、1号認定を受けて1号給付＋一時預かりで対応可能である。なお、保育所等と併願する（保育所等への転園を希望する）場合は、2号認定を受けて2号特例給付＋一時預かりで対応することが想定される。（資料1P5、資料5 - 4P17参照）

Q9) 1号認定では4時間の教育・保育時間が想定されているが、現状、6時間ぐらいの利用実態がある。4時間を超えた分は公定価格で考慮されるのか、それとも一時預かりでの対応となるのか。

幼稚園の教育時間は、4時間を標準として学則等により各施設で定める教育課程に係る時間（現行の認定こども園では、学級を編制する共通利用時間）であり、上記時間以外の時間の利用（いわゆる預かり保育）については、一時預かり事業の対象となりうる。（資料1P5、資料5 - 4P17参照）

なお、教育標準時間認定に係る公定価格上の教員等の配置は、教育時間そのものに加え、教材準備や研修等に充てる時間も含め、常勤勤務を前提として設定している。

Q10) 幼稚園型認定こども園や幼稚園において、当該園の園児以外の預かり保育を行う場合は、余裕活用型又は幼稚園型のいずれになるのか。

在籍園児以外の預かり保育の利用についても、一時預かり事業の幼稚園型による対応を想定しており、終日の職員配置を前提とする別単価を設定する方向で検討している。（資料5 - 4P3, 13参照）

Q11) 児童福祉施設においては、時間外の施設利用が認められていない。現状幼稚園で行っているような、時間外に施設を活用した「お稽古」等は、幼保連携型認定こども園に移行した場合は認められないのか。

社会福祉法人が収益事業を行う場合、社会福祉事業と同一設備を使用して行うことは社会福祉事業の円滑な遂行を妨げる恐れがあることから認められておらず、新制度施行後も同様である。学校法人等が通常の教育・保育の提供に支障のない範囲で通常の教育・保育以外の諸活動を行うことは、引き続き可能である。

Q12) 幼保連携型認定こども園の学級編制について、1号認定・2号認定の子どもで学級を分けることは可能か。また、異年齢の3～5歳を1クラスにすることは可能か。

教育時間について編制する学級については、基本的には、1号・2号を区別せず一体的に行うことを想定している。また、異年齢での学級編制については、年度の初日前日に同年齢の幼児での編制を原則としつつ、地域の実情等に応じた、弾力的な対応は可能である。(資料3P3参照)

Q13) 幼保連携型認定こども園では、満3歳に到達した子どもについて、学級編制を行う必要があるか。また、行う場合、公定価格は現行2歳児又は3歳児のいずれの水準となるのか。

満3歳に到達した子どもの取扱いについては、各園において、子どもの状況等を踏まえ、弾力的な取扱いを認めることとしている。(資料3P3参照)

公定価格の取扱いについては、

- ・教育標準時間認定の場合、原則は3歳児(20:1(加配として15:1まで可能))での配置としつつ、当該年度内は2歳児並みの6:1配置が実現している場合は加算することとしている。(3月28日子ども・子育て会議、子ども・子育て会議基準検討部会合同会議 資料2)
- ・保育認定の場合、当該年度内は2歳児と同額の単価が適用される。

Q14) 幼保連携型認定こども園がみなしで認可、確認を受ける際は、幼稚園等の廃園認可が必要で、その際の手続の簡略化等も含め検討するということだったが、検討の状況は如何。

現行の幼保連携型認定こども園が、認定こども園法附則第3条第1項の規定によるみなし認可を受ける場合、幼稚園及び保育所としての認可は失効することとなるため、幼稚園及び保育所の廃止の認可・承認に係る手続(申請、審査、私立学校審議会への諮問等)は不要である。

Q15) 「事業所内保育施設」における地域枠の子どもの受け入れについて、従業員枠に通う子どもは地域型保育給付の対象となるのか。従業員枠も給付対象となった場合でも、事業者の福利厚生事業という性質もあり、従業員枠と地域枠それぞれの利用者負担に差が生じる事については、容認すると考えてよいか。

地域型保育給付の対象となった「事業所内保育施設」に通う従業員枠の子どもについても、その性質を勘案し、一定の調整率をかけた上で、給付の対象となる。従業員枠に係る利用者負担については、市町村が定める額を上限として、各企業の判断の下、事業主が設定することができる取扱いを検討している。

Q16) 小規模保育事業で0-2歳児を受け入れ、隣に3歳以上児を受け入れる認可外保育施設を併設し遊戯室などを共用にして運営することは可能か。

利用児童数が20人以上の場合は認可保育所への移行を検討して頂くことが基本と考えられるが、満3歳未満児の利用児童が20人未満の場合、小規模保育事業で当該児童を受け入れ、3歳以上児については地方単独事業としての認可外保育施設で受け入れることを、妨げるものではない。その場合の施設の共用については、乳児室や保育室など小規模保育事業に求められる基準が確保された上で行われることが必要である。